

カラオケ装置等音響機器に対する規制の見直しについて

(1) カラオケ苦情における現状と課題

○カラオケ苦情件数の減少

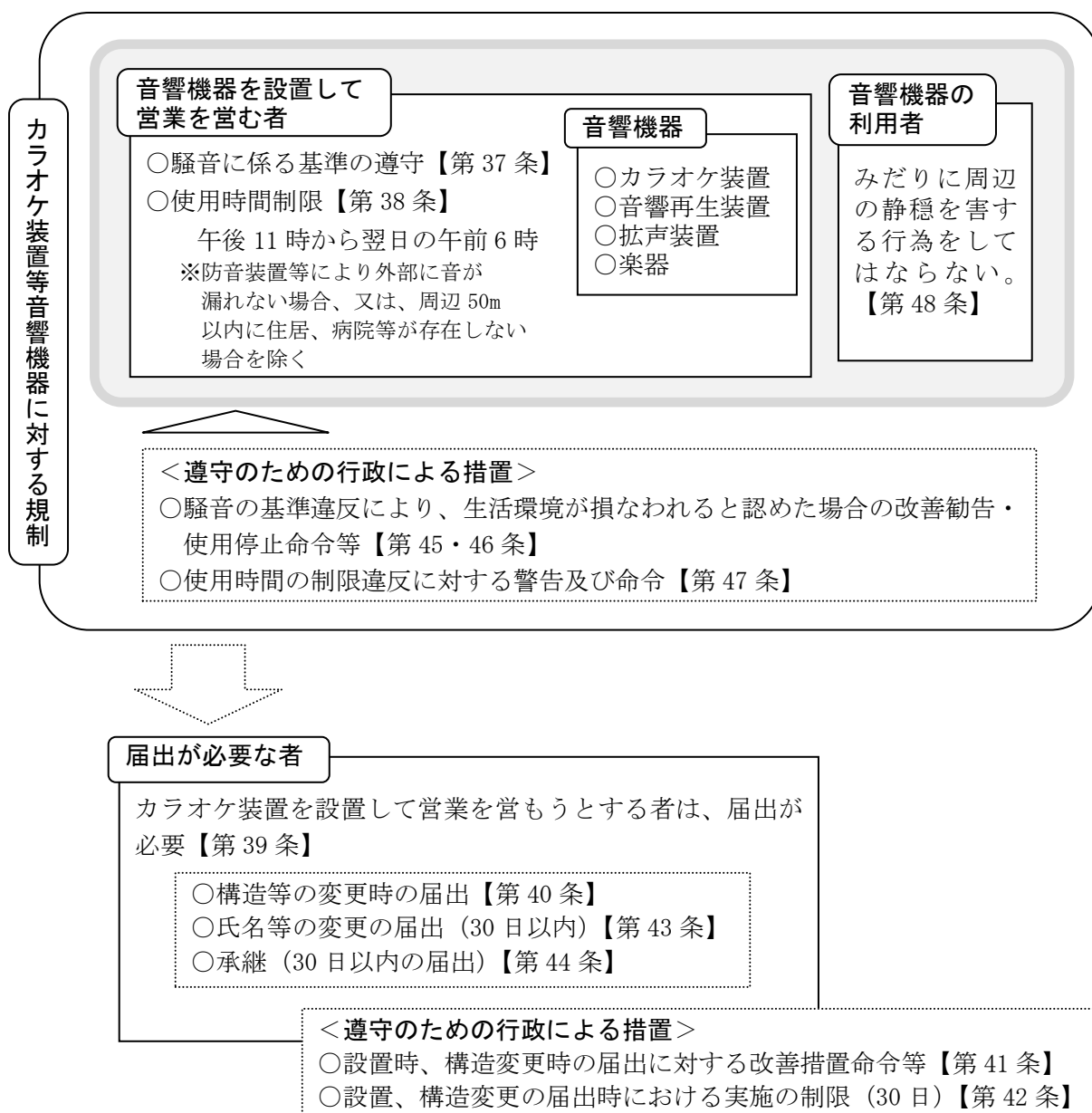
昭和 57 年度は 55 件（全苦情処理件数 273 件、うち生産工場以外に対する騒音苦情 60 件）であったものが、平成 23 年度には 8 件（全苦情処理件数 229 件、うち生産工場以外に対する騒音苦情 74 件）にまで減少しました。

○大阪府下及び全国的な規制制度の動向

大阪府下で、カラオケの営業に対して届出を求めているのは、八尾市のみ。（平成 17 年度まで、大東市でも届出を求めていた。）また、全国の人口 30 万人以上の市で、届出を求めている市はありません。

(2) 現行の枚方市公害防止条例におけるカラオケ装置等音響機器に対する規制について

【届出制～計画変更命令付】



(3) 現行市公害防止条例と大阪府生活環境の保全等に関する条例の規制内容の比較

項目	現行市条例の規制内容	府条例の規制内容
全般	音響機器の利用者は、みだりに周辺の静穏を害する行為をしてはならない。 【48 条】	府民は、日常生活に伴って発生する騒音により周辺の生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならない。【102 条】
音響機器の定義	○カラオケ装置 ○音響再生装置 ○拡声装置 ○楽器	○カラオケ装置 ○音響再生装置 ○拡声装置 ○楽器
音響機器を設置して営業を営む者への規制	○騒音に係る基準の遵守【37 条】 ○使用時間制限【38 条】 (午後 11 時から翌日の午前 6 時) ただし、以下の場合を除く。 ・防音装置等により外部に音が漏れない場合 ・周辺 50m 以内に住居、病院等が存在しない場合	○騒音に係る基準の遵守【85 条】 ○使用時間制限【97 条】 (午後 11 時から翌日の午前 6 時) ただし、以下の場合を除く。 ・防音装置等により外部に音が漏れない場合 ・消防法に規定する地下街で営業している場合 ・周辺 50m 以内に住居、病院等、静穏を必要とする施設が存在しない場合 ・その他、周辺の生活環境が損なわれない場合
規制遵守のための行政による措置	○騒音の基準違反により、生活環境が損なわれると認めた場合の改善勧告・使用停止命令等【45・46 条】 ○使用時間の制限違反に対する警告及び命令【47 条】	○騒音の基準違反により、生活環境が損なわれると認めた場合の改善勧告・改善命令【86 条】 ○使用時間の制限違反等により、生活環境が損なわれると認めた場合の警告及び命令【99 条】
届出が必要な者	カラオケ装置を設置して営業を営もうとする者【39 条】 <ul style="list-style-type: none"> ○構造等の変更時の届出【40 条】 ○指名等の変更の届出(30 日以内) 【43 条】 ○承継(30 日以内の届出)【44 条】 <遵守のための行政による措置> ○設置時、構造変更時の届出に対する改善措置命令等【41 条】 ○設置、構造変更の届出時における実施の制限(30 日)【42 条】	届出の規定なし

(4) 改正市公害防止条例におけるカラオケ装置等音響機器の規制の考え方

- カラオケ苦情件数が減少し、その内容も、音がうるさいという音量制限違反ではなく、深夜に及ぶ使用による時間制限違反によるものがほとんどとなっています。
- 大阪府下で、カラオケの営業に対して届出を求めているのは、八尾市のみ。また、全国の人口 30 万人以上の市で、届出を求めている市はありません。
- さまざまな機会をとらえて事前に指導することにより、苦情防止に向けた規制が十分に可能となっています。
- 枚方市の現行制度は、府条例の規制に「カラオケ装置を設置して営業を営もうとする者についての届出制」を上乗せしたものとなっています。
- カラオケ店舗への指導については、府条例による制度で十分な事業者への規制指導が可能となっています。

カラオケ苦情件数が減少してきているとともに、さまざまな機会をとらえて事前に指導することにより、苦情防止に向けた規制が十分に可能なことから、あえて届出を求める必要はなく、また、カラオケ店への指導については、府条例による規制指導で十分な効果が得られることから、市条例から「カラオケ装置等音響機器に関する規制」を削除する。